相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市名東区神丘町一丁目三六番地
二、最後の住所名古屋市名東区神丘町一丁目三六番地の二　被相続人　亡　山田　眞一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月一日

名古屋市中区丸の内二―一―三七エスパシオ丸の内六階

相続財産管理人　弁護士　佐藤　健三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市日高町府中新一六番地、最後の住所兵庫県豊岡市日高町府中新九〇番地

被相続人　亡　實谷　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月一日

兵庫県豊岡市城南町一六番三三号

相続財産管理人　弁護士　谷垣　竹夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県飯石郡飯南町八神一二二六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　後長　重治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月一日

島根県出雲市今市町三六番地九

相続財産管理人　成瀬　達郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑紫野市紫二丁目一番、最後の住所福岡県筑紫野市紫二丁目一番一二一―三〇三号

被相続人　亡　指宿マサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月一日

福岡市中央区大名一丁目八番一二号第二西部ビル四階　相続財産管理人　有馬　裕

産業廃棄物最終処分場の変更に伴う環境影響評価準備書の縦覧並びに説明会について

新潟県環境影響評価条例（平成十一年十月二十二日新潟県条例第三十八号）第十三条の規定に基づき「産業廃棄物最終処分場の変更に伴う環境影響評価準備書」を作成したので、同条例第十五条、第十六条の規定により準備書の縦覧並びに説明会の開催について公告します。

平成二十二年六月一日

大和運送建設株式会社

代表取締役　元井　秀哲

一　事業者の氏名及び住所

大和運送建設株式会社　代表取締役　元井秀哲

新潟県柏崎市北斗町四番七三号

二　対象事業の名称、種類及び規模

産業廃棄物最終処分場（管理型及び安定型）変更工事

廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

変更後の総埋立面積九万百平方米

（変更に伴う増加分約一万四千平方米）

変更後の総埋立容量百十九万六千百四十三立方米

（変更に伴う増加分約六十八万三千立方米）

三　対象事業が実施されるべき区域

新潟県柏崎市荒浜一丁目字長山地内

四　関係地域の範囲

新潟県柏崎市荒浜

新潟県柏崎市松波

五　準備書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

・大和運送建設株式会社

荒浜処分場管理事務所

新潟県柏崎市荒浜一丁目二番四一号

・クリーンセンターかしわざき

新潟県柏崎市松波四丁目一三番一三号

縦覧期間

平成二十二年六月一日（火）から

平成二十二年六月三十日（水）まで

但し、土・日曜日、祭日を除く

縦覧時間

午前九時から午後五時まで

六　説明会の開催を予定する日時及び場所

場所　新潟県柏崎市田塚三丁目一一番五〇号

ワークプラザ柏崎

日時　平成二十二年六月十日（木）午後一時

七　準備書についての環境の保全の見地からの意見書の提出

準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

提出期限　平成二十二年七月十四日（水）必着

提出先　縦覧場所の意見投函箱又は

〒九四五―〇〇二七　新潟県柏崎市北斗町四番七三号

大和運送建設株式会社

意見書の様式

縦覧場所に備え付けの用紙又はこれに準じるもの

意見書への記載事項

・意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

・準備書の名称

・準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載）

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成22年６月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①杉並交通株式会社（スギコートラベル）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6031号　④杉並交通株式会社　東京都杉並区高井戸東三丁目19番19号　代表取締役　杉山錬秀　⑤旅行事業部　東京都杉並区高井戸東三丁目19番19号　⑥平成20年４月22日　⑨平成22年２月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都杉並区高井戸東三丁目19番19号　杉並交通株式会社　代表取締役　杉山錬秀

B　①湘南観光バス株式会社　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３―857号　④湘南観光バス株式会社　神奈川県秦野市南矢名930番地の４　代表取締役　松本正次　⑤本社営業所　神奈川県秦野市南矢名930番地の４　⑥平成17年４月15日　⑧平成22年４月14日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県秦野市南矢名930番地の４　湘南観光バス株式会社　代表取締役　松本正次